

平成 25 年 3 月 4 日

大阪市条例第 27 号

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第 78 条の 2 第 1 項の条例で定める数)

第 3 条 法第 78 条の 2 第 1 項の条例で定める数は、29 人以下とする。

(法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者等)

第 4 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号（法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第 5 条 法第 78 条の 4 第 1 項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第 2 項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第 8 条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 1 条から第 3 条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第 3 条の 2 に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第 3 条の 2 から第 3 条の 27 まで、第 3 条の 28 第 1 項及び第 3 項、第 3 条の 29 から第 3 条の 39 まで、第 3 条の 40 第 1 項、第 3 条の 41 及び第 3 条の 42 並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号。以下「平成 27 年改正省令」という。）附則第 2 条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令第 3 条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第 3 条の 4 第 2 項
- (2) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第 4 条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第 4 条から第 12 条まで、第 13 条第 1 項及び第 3 項、第 14 条から第 16 条まで及び第 17 条第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第 18 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7 から第 3 条の 20 まで、第 3 条の 25、第 3 条の 26、第 3 条の 31 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38 及び第 3 条の 39
- (3) 指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）（指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第 38 条に

- 規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を除く。) 指定地域密着型サービス基準第19条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39及び第12条
- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第38条から第40条の10まで、第40条の11第1項から第4項まで、第40条の12から第40条の14まで及び第40条の15第1項並びに指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の8から第3条の11まで、第3条の14から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第24条(第3項第2号を除く。)、第25条及び第30条から第35条まで
- (5) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第41条から第47条まで、第50条から第52条まで、第54条及び第60条第1項並びに附則第2条並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第12条、第23条、第24条、第28条第1項及び第30条から第35条まで
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第62条から第84条まで、第86条及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第28条第1項、第30条、第33条及び34条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第14号)附則第2条
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第89条から第106条まで及び第107条第1項並びに附則第8条並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38、第3条の39、第28条第1項、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条、第82条の2及び第84条
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第109条から第114条まで、第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第28条第1項、第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで及び

## 第 80 条

- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第 130 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第 158 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定地域密着型サービス基準第 130 条、第 131 条、第 132 条（第 1 項第 1 号イを除く。）、第 133 条から第 155 条まで及び第 156 条第 1 項並びに附則第 14 条から第 16 条まで並びに指定地域密着型サービス基準第 157 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32、第 3 条の 34、第 3 条の 36、第 3 条の 39、第 28 条第 1 項、第 32 条及び第 34 条第 1 項から第 4 項まで並びに平成 27 年改正省令附則第 4 条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令第 3 条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第 131 条第 13 項
- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。） 指定地域密着型サービス基準第 131 条及び第 158 条から第 168 条まで並びに附則第 16 条並びに指定地域密着型サービス基準第 169 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32、第 3 条の 34、第 3 条の 36、第 3 条の 39、第 28 条第 1 項、第 32 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで、第 133 条から第 135 条まで、第 138 条、第 141 条、第 143 条から第 147 条まで、第 151 条から第 155 条まで及び第 156 条第 1 項並びに平成 27 年改正省令附則第 4 条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令第 3 条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第 131 条第 13 項
- (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第 170 条から第 180 条まで及び第 181 条第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条第 1 項、第 30 条、第 33 条、第 34 条、第 68 条から第 71 条まで、第 74 条から第 76 条まで、第 78 条、第 79 条、第 81 条から第 84 条まで及び第 86 条

（管理者の責務）

第 6 条 指定地域密着型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7 から第 3 条の 27 まで、第 3 条の 28 第 3 項、第 3 条の 29 から第 3 条の 39 まで、第 3 条の 40 第 1 項、第 3 条の 41 第 2 項及び第 3 条の 42
- (2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第 9 条から第 12 条まで、第 13 条第 3 項、第 14 条から第 16 条まで及び第 17 条第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第

- 18 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7 から第 3 条の 20 まで、第 3 条の 25、第 3 条の 26、第 3 条の 31 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38 及び第 3 条の 39
- (3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第 23 条から第 27 条まで、第 29 条から第 35 条まで、第 36 条第 1 項及び第 37 条
- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第 40 条の 5 から第 40 条の 10 まで、第 40 条の 12 から第 40 条の 14 まで、第 40 条の 15 第 1 項及び第 40 条の 16
- (5) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第 50 条から第 52 条まで、第 54 条及び第 60 条第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第 61 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 13 から第 3 条の 16 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 39、第 12 条、第 23 条、第 24 条及び第 30 条から第 35 条まで
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第 68 条から第 84 条まで、第 86 条及び第 87 条第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第 88 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 30 条、第 33 条及び第 34 条
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第 94 条から第 106 条まで及び第 107 条第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第 108 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 34 まで、第 3 条の 36、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで、第 80 条、第 82 条の 2 及び第 84 条
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第 113 条、第 114 条、第 116 条から第 127 条まで及び第 128 条第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第 129 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで及び第 80 条
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。） 指定地域密着型サービス基準第 133 条から第 155 条まで及び第 156 条第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第 157 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32、第 3 条の 34、第 3 条の 36、第 3 条の 39、第 32 条及び第 34 条第 1 項から第 4 項まで
- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。） 指定地域密着型サービス基準第 161 条から第 168 条まで並びに指定地域密着型サービス基準第 169 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32、第 3 条の 34、第 3 条の 36、第 3 条の 39、第 32 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで、第 133 条から第 135 条まで、第 138 条、第 141 条、第 143 条から第 147 条まで、第 151 条から第 155

条まで及び第 156 条第 1 項

- (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第 176 条から第 180 条まで及び第 181 条第 1 項並びに指定看護小規模多機能型居宅介護基準第 182 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 30 条、第 33 条、第 34 条、第 68 条から第 71 条まで、第 74 条から第 76 条まで、第 78 条、第 79 条、第 81 条から第 84 条まで及び第 86 条

(記録の整備)

第 7 条 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第 3 条の 40 第 2 項各号に掲げる記録
- (2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第 17 条第 2 項各号に掲げる記録
- (3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第 36 条第 2 項各号に掲げる記録
- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第 40 条の 15 第 2 項各号に掲げる記録
- (5) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第 60 条第 2 項各号に掲げる記録
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第 87 条第 2 項各号に掲げる記録
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第 107 条第 2 項各号に掲げる記録
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第 128 条第 2 項各号に掲げる記録
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。) 指定地域密着型サービス基準第 156 条第 2 項各号に掲げる記録
- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。) 指定地域密着型サービス基準第 169 条において読み替えて準用する指定地域密着型サービス基準第 156 条第 2 項各号に掲げる記録
- (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第 181 条第 2 項各号に掲げる記録

(指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員)

第 8 条 指定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。) の 1 の居室の定員は、4 人以下とする。

(区域外の事業所に係る基準等の特例)

第 9 条 第 3 条から前条までの規定にかかわらず、法第 78 条の 2 第 1 項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合にあっては、当該事業所に係る同項の条例で定める数、同条第 4 項第 1 号の条例で定める者、法第 78 条の 4 第 1 項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに

同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、当該事業所の所在地の市町村の条例に定めるところによる。

(指定地域密着型サービス基準等の改正に伴う経過措置)

第10条 指定地域密着型サービス基準（指定地域密着型サービス基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定地域密着型サービスの事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。